国際海上コンテナ	2億5130万フレートトン	3億1000～3億3000万フレートトン	3億3000～3億7000万フレートトン
	1,713万TEU	2,100～2,600万TEU	2,200～2,900万TEU
内貿複合一貫輸送	8億510万フレートトン	9億0000～9億3000万フレートトン	9億1000～9億5000万フレートトン

（別表２）国際海上コンテナ貨物量の見通し

（単位：万TEU）

	現状（2008年）	見通し	
		2020年	2025年
国際戦略港湾合計	1,096	1,400～1,750	1,500～2,000
京浜港	696	800～1,000	850～1,150
阪神港	400	600～750	650～850
その他	617	700～850	700～900
総合計	1,713	2,100～2,600	2,200～2,900

（別表３）地域ブロック区分

地域ブロック	該当する都道府県
北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（関門港に含まれる地域を除く）
四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地域	山口県（関門港に含まれる地域に限る）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

附　則

（施行期日）

1　この告示は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に定め、又は変更される港湾計画について適用し、同日前に定め、又は変更された港湾計画については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第六号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。

平成二十九年七月七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力事業所	都道府県
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター	岐阜県

○原子力規制委員会告示第七号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成二十九年原子力規制委員会第八号）の施行に伴い、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十九年七月七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）の一部を別表第一により、及び核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十号）の一部を別表第二により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

別表第一　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（表面密度限度）	（表面密度限度）
第四条　試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の三第一号ハ、加工規則第七条の二の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵	**第四条**　試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第三条第四号ハ、加工規則第七条の二の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二